

静岡県地方港湾審議会運営要領の改正について

(1) 一部改正について

静岡県地方港湾審議会運営要領第6条の2を追加する。

改正前	改正後
—	(書面による議事) 第6条の2 会長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

静岡県地方港湾審議会運営要領第8条を次のように改正する。

改正前	改正後
2 会長が不在のときは、港湾局長がこの要領における会長の職務を代理する。	(削除)

組織改編に伴い、静岡県地方港湾審議会運営要領別表の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
経済産業部水産局水産振興課長	経済産業部水産・海洋局水産振興課長

- ・この改正は、審議会で承認された日から施行とする。